

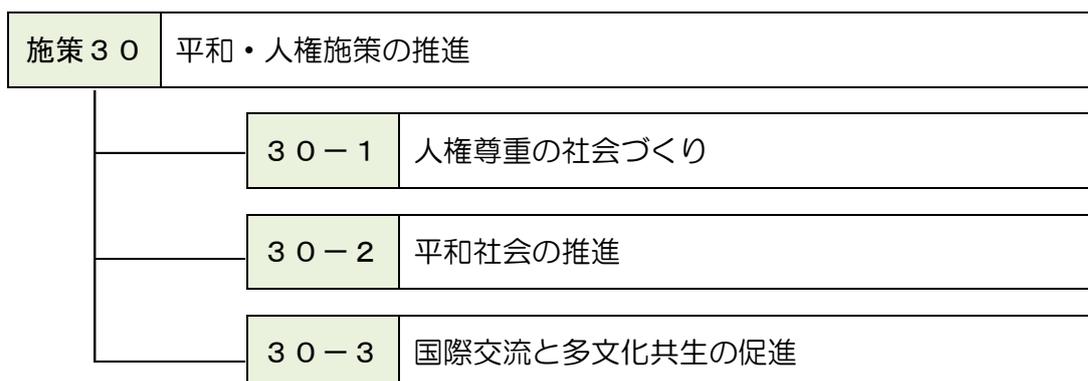
第9節 まちづくりの基本理念を実現するために

施策30 平和・人権施策の推進

目的	対象	市民
	意図	人権の大切さについて理解を深め、一人一人の人権を尊重する 平和の尊さを理解し、後世に語り継いでいく

✚ 施策の方向と基本的取組の体系

市民一人一人が、相互の理解と交流を深める中で、人権が尊重され平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 戦争体験者の減少の中における若い世代への戦争体験の提供
- 2020年オリンピックや調布市国際交流平和都市宣言30周年を契機とした平和事業や国際交流事業の推進

✚ 現状と課題

- 都市レベルでも様々な分野で国際交流を推進し、異文化への理解を深めるなど、草の根の友好親善を図る必要があります。市内には海外からの留学生が大勢居住し学んでいます。特に、アジア諸国からの学生が多く、交流を通して相互理解を深めていくことが大切です。
- 2002年サッカーワールドカップ日韓大会では、調布市は、サウジアラビアチームのキャンプ地として公認され、市民レベルでの交流を図るなどの国際交流を行い、現在もその交流が継続しています。

- 市民一人一人が、より良い地域社会の実現に向け、自分自身の問題として人権尊重の理念について理解を深めることができるように、家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、高齢者や障害者、女性、子ども、外国人、同和問題などの人権に対する正しい理解と行動をはぐくむ取組が必要となっています。
- 市立小・中学校では、人権の大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、人権教育を進めています。全国的に子どものいじめ問題が深刻さを増している中、思いやりの心や社会生活の基本的なルール・マナーなどを身に付けることができるよう、家庭、学校、地域、行政の連携と協働のもと、人権教育をより一層推進する必要があります。
- 人権擁護委員による「人権身の上相談」を行うとともに、障害者や高齢者などの虐待やDVなど相談者に応じた専門の相談窓口を設置しています。
- 調布市では、「調布市非核平和都市宣言（調布市議会）」、「調布市国際交流平和都市宣言（調布市）」の2つの平和宣言を行っています。また、平成22年8月には、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和市長会議」（現在「平和首長会議」）に加盟し、平和を希求する立場から、継続的に平和に関する事業に取り組んでいます。また、様々な機会をとらえ身近な場所で平和について考える機会の提供に努め、夏休みや休日には親子で参加できる展示や講演会を開催しています。また、市内の戦争体験者の体験談の映像を記録したDVDを、図書館や市内の小・中学校に配架し、平和学習で活用できるよう情報提供に努めています。
- 平成27年で戦後70年が経過します。戦争体験者の高齢化が進み、戦争の悲惨さや平和の尊さを生の声で語れる方が大きく減少しています。戦争の悲惨な体験を風化させることなく、若い世代に着実に継承していくための取組を推進する必要があります。
- 調布市には、3,593人（平成26年10月現在）の外国人市民が居住し、総人口の1.6%を占めています。
- 調布市国際交流協会（CIFA）では、外国人に対して交流機会、日本語学習機会などの提供や、子育て中の外国人への支援などを行っています。また国際交流・多文化共生事業において市民への交流機会を提供しており、毎年約1,000人が市内の国際交流事業に参加しています。
- 2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されます。言葉や生活習慣などの文化の違いを互いに理解し、地域社会の仲間として共に快適に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現に向け、市としても、関係機関との連携・協力のもと、外国人市民の生活支援や日本人市民との交流・共生を深めるための活動に取り組む必要があります。

✚ 基本的取組の内容

30-1

人権尊重の社会づくり

◆人権教育・啓発事業の推進

家庭や学校、人権擁護委員等と連携し、児童・生徒の人権感覚の育成や人権意識を醸成するとともに、人権に対する教職員の理解と意識の向上を図り、指導力を高めます。また、市報やホームページ・人権啓発冊子などの各種媒体や講演会などを通じて、市民一人一人が人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発事業を推進します。

第3編 分野別計画

◆人権に係る相談・支援の実施

人権擁護委員をはじめ、他の専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者それぞれのケースに応じた適切な支援が受けられるよう取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
人権教育・啓発事業への参加者数	7,240人 (平成25年度)	27,000人(4か年累計) (平成27～30年度)

その他の主な事業

- ・人権に関する教育・啓発事業の推進
- ・人権に関する相談事業の推進

30-2 平和社会の推進

◆平和祈念事業の実施

幅広い年齢層の市民に平和について考える機会を提供するため、身近な場所やテーマでの開催や、体験型の平和事業を、市民とも協働しながら年間を通して実施します。

◆戦争体験の継承

戦争に関する貴重な記憶や体験を若い世代にも着実に引き継ぐため、市内在住の戦争体験者の経験を記録化し、次の世代に継承していきます。また、小・中学校に戦争体験者の記録等の情報提供を行い、子どもの頃から平和の尊さについて考える機会が持てるよう取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
戦争についての話をしたり、聞いたりしたことがある市民の割合	83.8% (平成25年度)	90.0% (平成30年度)

基本計画事業

事業名	平和祈念事業の実施
事業の内容	平和と人権の尊重を基本に、戦争の記憶を風化させることがないように、また、様々な差異を超えて共に生きることをテーマに、平和に関する意識を啓発するために各種平和事業を実施します。

30-3 国際交流と多文化共生の促進

◆国際交流と多文化共生の地域づくり

多様な文化への理解を深め、市民の国際感覚の醸成にも寄与できるよう、市民活動団体等との連携による国際交流事業や、様々な国の歴史や文化を紹介する国際理解講座の実施などにより、国際交流と多文化共生の地域づくりを促進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
国際交流・多文化共生事業の参加者数	981人 (平成25年度)	1,010人 (平成30年度)

基本計画事業

事業名	国際交流の促進
事業の内容	世界の様々な文化や人々との相互の認識と理解を深め、共に暮らしていける地域社会づくりを促進するため、各種国際交流事業を実施します。



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

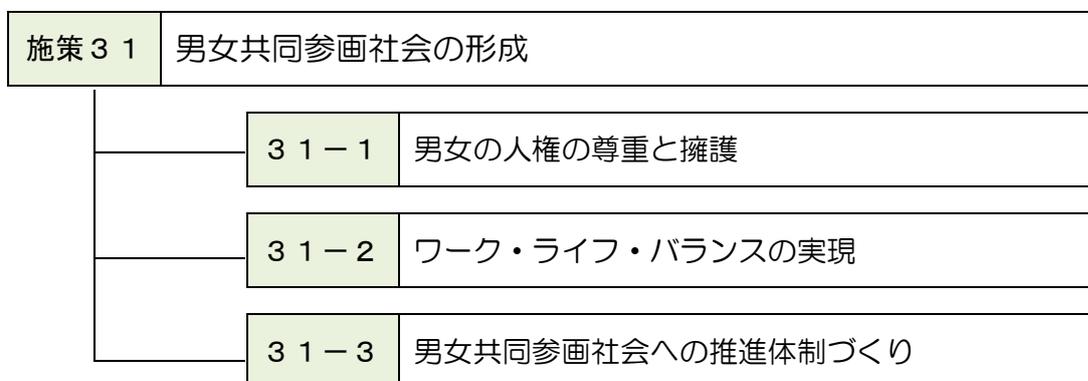
- 市民は、それぞれの個性や人格を認め合い、お互いの人権を尊重します。
- 市民は、平和の尊さに対する認識をより一層深め、戦争の悲惨さを風化させないよう次の世代に伝えます。

施策3-1 男女共同参画社会の形成

目的	対象	市民, 事業所
	意図	男女が互いを理解し, 尊重し, 性別にとらわれることなく, 能力, 個性を發揮できる

✚ 施策の方向と基本的取組の体系

男女が社会のあらゆる分野で互いに尊重し, 理解し合い, 能力, 個性を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

○ 女性の活躍の推進

✚ 現状と課題

- 男女共同参画社会の実現に向けて, 社会全体に人権を尊重する意識を広め, 定着させていくことが必要です。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）やデートDVなど, 男女間の暴力問題に対応するため, 相談窓口の充実や地域の関係機関の連携強化が必要です。
- 生活様式が多様化する中, ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて環境づくりが重要です。
- 働く女性や地域活動などで活躍する女性は増えているものの, 政策・方針決定などに参画している女性の割合は未だ低い状況です。
- 東日本大震災では, 災害時に女性や子どもなどの安全確保の課題が明確となり, 地域コミュニティのネットワークの重要性が改めて認識されました。男女共同参画の視点を考慮した地域の防災対策が重要です。

- 平成26年6月閣議決定の『日本再興戦略』改定2014の女性活躍推進に呼応し、調布市や企業、地域などの意思決定の場に女性を増やす取組が必要です。
- 男女共同参画推進センターを拠点施設と位置付け、男女共同参画社会の実現に向けて家庭、地域、職場などにおける取組を支援しています。男女共同参画推進プラン推進（第4次）に基づいて、各種施策を総合的に展開しています。

✚ 基本的取組の内容

31-1 男女の人権の尊重と擁護

◆人権を尊重する意識の醸成

男女共同参画推進センターを核に、身近なテーマを題材にした講座・講演会の開催などを通じ、男女がお互いの人権を尊重する意識を醸成するとともに、女性のライフステージにおいて直面する諸課題に対応するため、適切な情報や保健・医療サービスの提供などに努めます。また、学校教育において、人権教育としての男女平等教育を推進します。

◆あらゆる暴力の根絶

配偶者からの暴力などあらゆる暴力の根絶に向け、配偶者暴力に関する講座・講演会の開催など、暴力を未然に防ぐための意識啓発を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。また、関係機関と連携し被害者への支援に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
男女共同参画啓発事業の参加者数	1,192人 (平成25年度)	1,500人 (平成30年度)

基本計画事業

事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施
事業の内容	市民・団体との協働による講座、講演会の開催や、男女共同参画社会の実現に向けての情報提供などの啓発事業を行うとともに、生きかた相談や就労相談など面接による女性のための相談事業を実施します。

31-2 ワーク・ライフ・バランスの実現

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や相談体制の充実を図ります。また、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

◆家庭生活への支援

就労形態やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民のニーズを踏まえながら、子育てや介護サービスの向上を図るとともに、各種講座の開催や適切な情報提供などを通じた家庭生活に対する支援を行います。また、男性の家事、子育て、介護への参画を促すための講座など、取組を実施します。

◆地域ネットワークづくり

自主グループやサークルなどの活動を支援し、市民団体との協働により地域のネットワークづくりに努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
家事や子育て、介護など家庭内での役割は男女が共に担う必要があると考える市民の割合	94.9% (平成 25 年度)	95.0% (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施【再掲】
事業の内容	市民・団体との協働による講座、講演会の開催や、男女共同参画社会の実現に向けての情報提供などの啓発事業を行うとともに、生きかた相談や法律相談など面接による女性のための相談事業を実施します。

31-3 男女共同参画社会への推進体制づくり

◆推進体制の充実

男女共同参画推進センターを拠点とした推進体制がより効果的に機能するよう、相談事業の実施や情報発信などに取り組みます。

◆政策・方針決定過程への女性の参画促進

市政において、各種審議会や委員会への女性委員の登用に努め、男女共同参画による市政運営を進めます。地域活動や企業などの方針決定過程に女性の参画を促すため、啓発活動を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
男女共同参画推進センターを知っている市民の割合	29.3% (平成 25 年度)	50.0% (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施【再掲】
事業の内容	市民・団体との協働による講座，講演会の開催や，男女共同参画社会の実現に向けての情報提供などの啓発事業を行うとともに，生きかた相談や法律相談など面接による女性のための相談事業を実施します。

参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～



- 市民は，家庭や職場において，性別にとらわれることなく互いを尊重し，協力し合います。
- 事業者は，ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて職場環境の整備を進めます。